

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について【要旨】

1 改正の趣旨

厚生労働省が省令で定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、同基準を引用している本市条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) 家庭的保育事業者等における連携施設の確保の不要

・改正条文

第6条第4項の改正

・概要

家庭的保育事業者等について、利用調整にあたり、家庭的保育事業等の利用乳幼児を優先的に取り扱うなど、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、引き続き、必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合には、卒園後の受け皿となる連携施設の確保を不要とするもの。

《参考》連携施設の役割

- ・保育内容の支援
- ・代替保育の提供
- ・卒園後の受皿

(2) 居宅訪問型保育事業の対象の明確化

・改正条文

第37条第4号の改正

・概要

保護者の疾病等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育については、現行条例により現在でも可能ではあるが、条例上、明確に規定するもの。

《参考》居宅訪問型保育事業

保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業。

(3) その他文言整理

- ・改正条文

第6条第5項

3 施行日

公布の日から施行する

5 前項 (同項第2号に該当する場合に限る。) の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(居宅訪問型保育事業)

第37条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

5 前項 _____ の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(居宅訪問型保育事業)

第37条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合 _____
_____への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育